

家族収入保険 **無配当**

家族収入特約(定額型) **無配当**

万一のことがあっても、家族のために毎月の収入は確保したい方へ。

Point

1

万一のときに、毎月の収入が確保できます。

- 被保険者が死亡・高度障害状態になられたとき、家族年金または高度障害年金を、保険期間が満了するまで毎月お支払いします。
- 年金の最低支払保証期間を2年または5年からお選びいただけます。

Point

2

年金を一時金でお受け取りいただくことも可能です。

死亡・高度障害状態になられたとき、家族年金・高度障害年金の将来のお支払いにかえて、全部または一部の年金現価を一時金として受け取ることができます。
※詳細については最終ページ「年金のお受け取り方法」をご覧ください。

Point

3

保険料の高額割引制度があります。

家族収入保険は、年金月額が所定の額以上の場合、保険料が割引になります。

Point

4

特則で保障の拡大等ができます。

- 生活保障特則14を付加することで、特定障害状態や要介護状態になられたときも毎月の収入が確保できます。
- 被保険者の今までの健康状態・喫煙状況などが当社の定める基準を満たす場合、優良体・非喫煙者割引特則を付加することで割安な保険料でご加入いただけます。

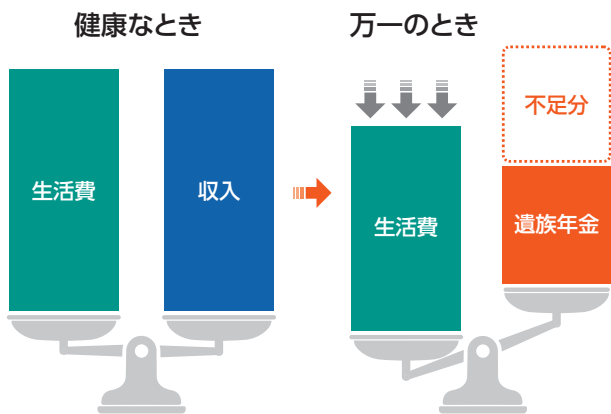


万一のときのご家族の生活資金について考えてみましょう

万一のとき、公的年金制度から遺族年金を受け取ることができます。

ただ、**今までと変わらない生活を続ける場合、収支のバランスがくずれることがあります。**

1か月の収支イメージ



例えば 配偶者(無職・女性)とお子さま(18歳まで)が受け取れる遺族年金の金額は…

		遺族年金(月あたり)(令和5年度の年金額)	
		会社員	自営業
世帯主の 子どもの数	職種	遺族厚生年金 遺族基礎年金	遺族基礎年金
	3人	約15.3万円	約11.0万円
	2人	約14.7万円	約10.4万円
1人		約12.8万円	約8.5万円

【計算条件】

1. 子どものいる妻の年齢は67歳以下として計算。
2. 遺族厚生年金は死亡した会社員・公務員などの平均標準報酬額を41.7万円、加入期間25年(300月)として計算。
3. 妻は40年間国民年金に加入し、老齢基礎年金を満額受給するものとして計算。
4. 遺族厚生年金には経過的寡婦加算は含まない。

出典：(公財)生命保険文化センター HP「ひと目でわかる生活設計情報」をもとに当社にて作成

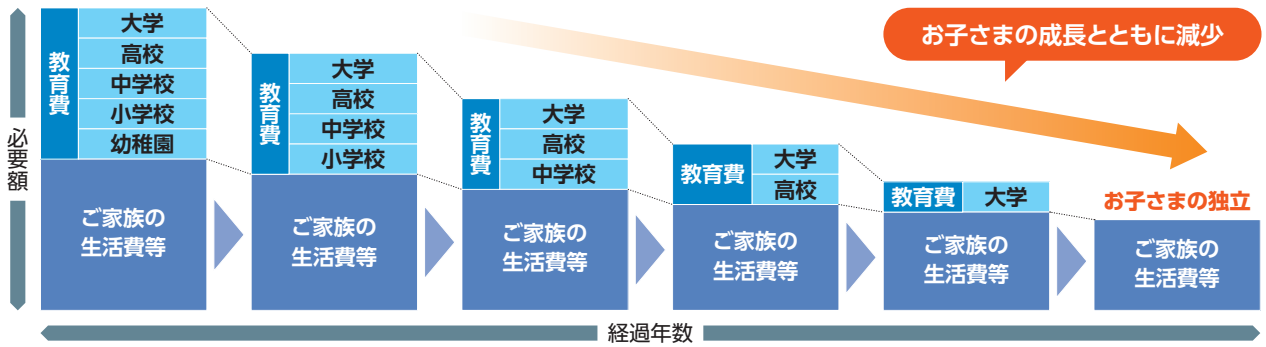
※遺族年金の詳しい受給資格要件等につきましては、日本年金機構のホームページをご確認ください。

※上記は、2024年2月現在の社会保険制度にもとづき作成しております。詳細につきましては、所管の年金事務所等にご確認ください。



万一の場合ご家族には遺族年金が支給されますが、残しておきたいお金は？

【必要となる資金と推移の例】 一般的にはお子さまの成長とともに減少していきます。



子どもの教育費(1人あたりの年額)

	幼稚園*1	小学校*1	中学校*1	高校*1	大学*2
国公立*3	約16.5万円	約35.2万円	約53.8万円	約51.2万円	約59.2万円
私立	約30.8万円	約166.6万円	約143.6万円	約105.4万円	約131.0万円

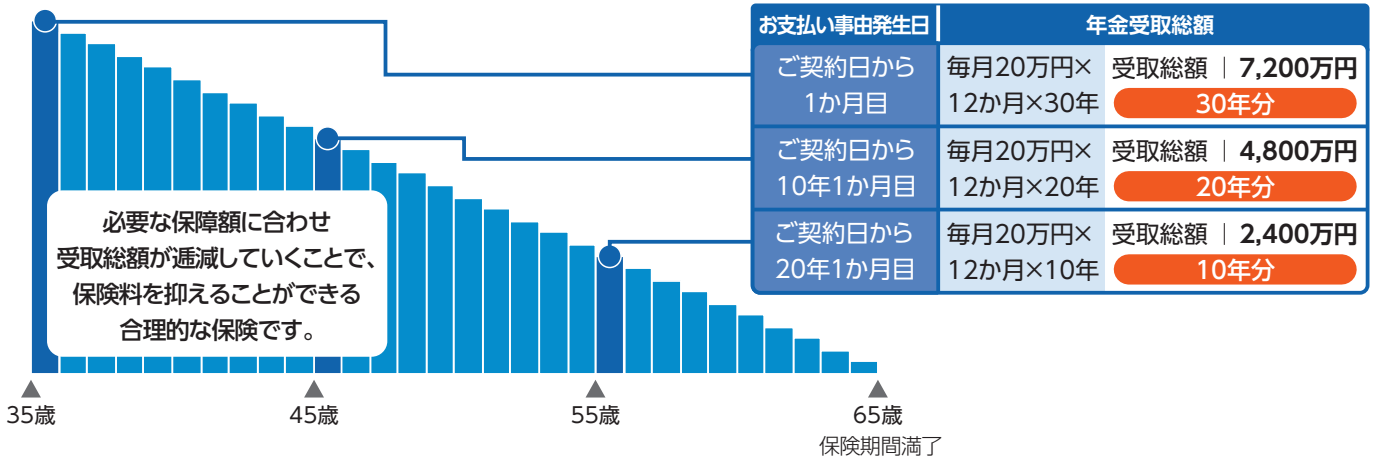
- *1 文部科学省 令和3年度「子どもの学習費調査」
- *2 独立行政法人日本学生支援機構 令和2年度「学生生活調査」
左記金額は学費(授業料、その他の学校納付金、修学費、課外活動費、通学費)の合計
- *3 大学のみ国立、その他は公立の教育費

仕組図(家族収入保険)

年金受取総額のイメージ図

契約例

- 被保険者: 35歳
- 年金月額: 20万円
- 保険期間: 65歳満了
- 保険料払込期間: 65歳まで
- 最低支払保証期間: 2年
- 払込方法: 個別扱月払 男性 7,360円 女性 5,260円



最低支払保証期間について

保険期間満了の直前にお支払い事由に該当した場合でも、保険期間満了日をこえて一定期間、年金を受け取れる「最低支払保証期間」があります。期間は2年または5年からお選びいただけます。

年金のお支払い事由

詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

お支払いする年金	お支払い事由	お受け取りになる人
家族年金	死亡したとき	家族年金受取人
高度障害年金	傷害または疾病が原因で所定の高度障害状態になったとき	被保険者(保険契約者と家族年金受取人が法人の場合は、原則、保険契約者)

- ※ 家族年金の第1回の年金支払日以後に家族年金受取人が死亡した場合、年金受取人の死亡時の法定相続人が新たな年金受取人となります。あらかじめ後継年金受取人を指定している場合は、後継年金受取人が新たな受取人となります(生活保障特則14を付加している場合も同様です)。
- ※ 高度障害年金の支払開始後に被保険者が死亡した場合、被保険者の死亡時の法定相続人が新たな年金受取人となります。あらかじめ後継年金受取人制度に関する特則が付加されている場合は、家族年金受取人が新たな受取人となります。

以後の保険料のお払い込みは不要です。

- 次の場合、以後の保険料のお払い込みは不要となります。
- 不慮の事故により、事故日から180日以内に被保険者が所定の身体障害の状態になられたとき
- ※ 年金の支払開始後は、保険料のお払い込みは不要となります。

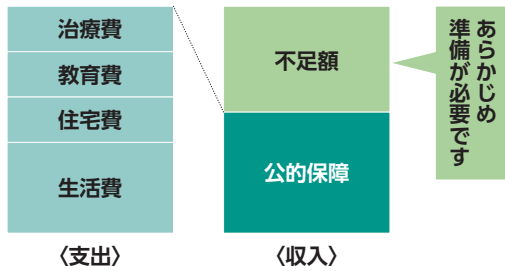


保険料のお払い込みが不要になる事由を、がん・心疾患・脳血管疾患や、特定障害状態、要介護状態、精神障害等で所定の状態になられたときに拡大する保険料払込免除特約(20)もあります。



今までどおりに働けなくなった場合、収入の減少が予想されます。

公的保障を受け取ることができませんが、収支のバランスがくずれることがあります。



上記はイメージ図です。

※支出と収入のバランスは人によって異なります。

〈公的保障について〉

- 左記イメージ図に記載の公的保障とは、傷病手当金・障害年金のことを指します。
- 傷病手当金は健康保険組合等の被保険者が業務外の事由による疾病やけがによる休業について1日あたり標準報酬日額の3分の2を受給できますが、支給開始から1年6か月で終了します。

※上記は2024年2月現在の社会保険制度にもとづき説明しております。詳しくは健康保険組合等にご確認ください。

特定障害状態や要介護状態になられたときにも毎月の収入が確保できます。

生活保障特則14

特徴

特定障害状態(身体障害者手帳3級以上)や所定の要介護状態(公的介護保険制度の要介護2以上等)に対する保障を加えることができます。特定障害状態・所定の要介護状態になられたときは、障害年金または介護年金を保険期間が満了するまで毎月お支払いします。なお、主契約の最低支払保証期間と同一期間、年金のお支払いを保証します。

年金のお支払い事由

詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

特則を付加した場合、年金およびお支払い事由は次のとおりに変更されます。

お支払いする年金	お支払い事由	お受け取りになる人
家族年金	死亡したとき	家族年金受取人
障害年金	傷害または疾病が原因で次のいずれかの状態になったとき <ul style="list-style-type: none"> ● 所定の高度障害状態 ● 次の①および②をともに満たす所定の特定障害状態 ① 身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害に該当したこと ② ①で定める障害に対して、同法にもとづき、障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があったこと	被保険者(保険契約者と家族年金受取人が法人の場合は、原則、保険契約者)
介護年金	傷害または疾病が原因で次のいずれかの状態になったとき <ul style="list-style-type: none"> ● 満65歳未満の被保険者について、次のすべての条件を満たすことが医師によって診断確定されたこと ① 当社所定の要介護状態に該当したこと ② 当社所定の要介護状態がその該当した日からその日を含めて継続して180日あること ● 公的介護保険制度により、要介護2以上の状態に該当していると認定され、その認定が効力を生じたこと 	

※障害年金・介護年金は、年金現価を一時金として受け取ることはできません。

※障害年金と介護年金は、重複してお支払いすることはありません。

※障害年金・介護年金のお支払い開始後に被保険者が死亡されたときは、死亡後は障害年金・介護年金にかわり、家族年金をお支払いします。

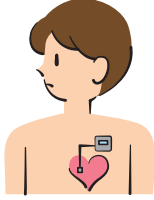
※身体障害者福祉法等および公的介護保険制度の改正が行われ、その改正がこの保険のお支払い事由に影響をおよぼす場合、主務官庁の認可を得て、お支払い事由を変更することがあります。

身体障害者手帳を交付される場合

身体障害者手帳（1～3級）の交付事例

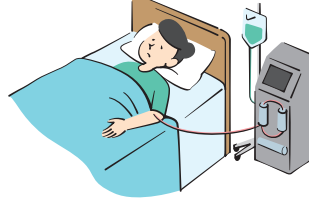
エフピー教育出版調べ（2023年8月現在）

洞不全症候群（いわゆる不整脈） 【ペースメーカー】



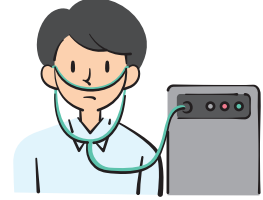
生活習慣の乱れや仕事上のストレスから重度の不整脈を発症し、心臓ペースメーカーの植込手術を行ったが、退院後も家庭内での日常生活が著しく制限されている。

糖尿病性腎症 【人工透析】



糖尿病で通院治療を続けていたが、生活習慣を改善することができずに症状が悪化して慢性腎不全となり、週3回の人工透析を受けるようになった。人工透析にかかる時間的な制約以外にも、日常生活に大きな制約がある。

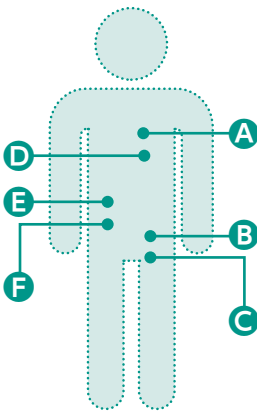
肺気腫 【在宅酸素療法】



長く喫煙を続けており、仕事中に呼吸が苦しくなることが多くなっていった。気管支拡張剤などの薬物療法を行ってきたが、息苦しくて身の回りのこともできなくなり、現在は在宅酸素療法も併用している。

身体障害者障害程度等級3級の事例

身体障害者福祉法施行規則別表より（2024年2月現在）



A：呼吸器の機能障害

呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活が著しく制限されるもの

B：小腸の機能障害

小腸の機能の障害により家庭内での日常生活が著しく制限されるもの

C：ぼうこう、直腸の機能障害

ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活が著しく制限されるもの

D：心臓の機能障害

心臓の機能の障害により家庭内での日常生活が著しく制限されるもの

E：肝臓の機能障害

肝臓の機能の障害により家庭内での日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活が著しく制限されるものを除く）

F：じん臓の機能障害

じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活が著しく制限されるもの

免疫の機能障害

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活が著しく制限されるものを除く）

要介護状態の場合

例えば

脳梗塞を発病し
要介護状態になられたとき



例えば

アルツハイマー病で
若年性認知症となり
要介護状態となられたとき

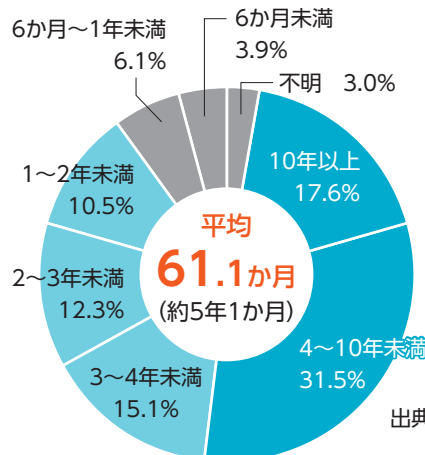


介護期間は長期に続くことが考えられます。

介護を始めてからの期間（介護中の場合は経過期間）は、

平均61.1か月（約5年1か月）。

また、17.6%（約6人に1人）の方が、10年以上にわたり介護を必要としています。



介護にかかる費用も 大きくなっています

一時的な費用

（住宅改造・介護用ベッドの購入など）

平均 74万円

月々の費用

（月々支払っている費用）

月額平均 8.3万円

出典：（公財）生命保険文化センター

「令和3年度 生命保険に関する全国実態調査」

健康状態や喫煙状況に応じて保険料が割安になります。

優良体・非喫煙者割引特則

特徴

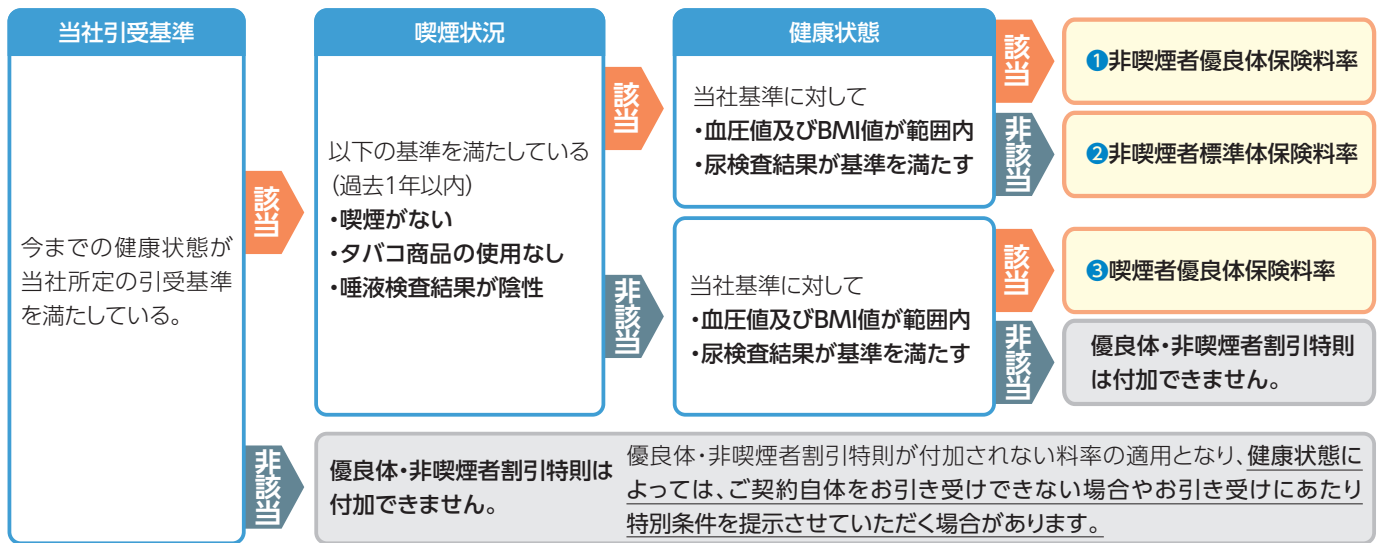
被保険者の今までの健康状態および喫煙状況などに応じて、優良体・非喫煙者割引特則を付加することにより

①非喫煙者優良体保険料率、②非喫煙者標準体保険料率、③喫煙者優良体保険料率のいずれかの保険料率を適用することで、保険料が割安になります。

※「優良体」とはこの特則における当社の呼称であり、「優良体」に該当しない場合でも、その方の健康状態が優良ではないということではありません。

優良体・非喫煙者割引特則の保険料率適用までの流れ

以下の保険料率適用までの流れおよび当社基準は引受の目安であり、お引き受けをお約束するものではありません。



※健康状態と喫煙状況などについては、当社所定の方法により確認させていただきます。

健康状態に関する当社基準について

血圧値

被保険者年齢	最大血圧値	最小血圧値
40歳未満	90mmHg以上135mmHg未満	90mmHg
40歳以上	90mmHg以上140mmHg未満	未満

BMIの値

$\text{BMI} = \frac{\text{体重}^{*1}(\text{kg})}{\{\text{身長}^{*2}(\text{m})\}^2}$ $18.0 \leq \text{BMI}^{*3}(\text{実測値}) \leq 26.9$

尿検査の値

項目	検査結果
蛋白	「-」もしくは「±」
糖	

*1 kg単位で小数点以下第1位を切捨 *2 m単位で小数点以下第3位を切捨 *3 小数点以下第2位を切捨

保険料例

- 被保険者: 35歳 ●年金月額: 20万円
- 保険期間: 65歳満了
- 保険料払込期間: 65歳まで
- 最低支払保証期間: 2年
- 払込方法: 個別扱月払

		家族収入保険(無配当)		生活保障特別14付家族収入保険(無配当)	
		男性	女性	男性	女性
優良体・非喫煙者割引特則あり	非喫煙者優良体保険料率	3,760円	半年払または年払*	7,000円	5,440円
	非喫煙者標準体保険料率	5,560円	4,120円	8,660円	6,560円
	喫煙者優良体保険料率	5,540円	4,100円	8,620円	6,540円
優良体・非喫煙者割引特則なし		7,360円	5,260円	10,300円	7,620円

* 保険料の払込方法には所定の制限があり、上記の条件では月払の取扱ができません。(個別扱半年払保険料: 17,580円/個別扱年払保険料: 35,020円)

年金のお受け取り方法

①年金受取(毎月受取)

被保険者がお支払い事由に該当したとき、保険期間満了まで毎月年金をお受け取りいただけます。

②一時受取

年金のお支払い開始後、年金のお支払いにかえて、年金現価(将来の年金を支払うために必要な金額)*を一時金としてお受け取りいただけます。

年金現価の全部を一時受取された場合、ご契約は消滅します。

*将来の年金額を所定の利率で割引いて計算します。

③一部一時受取

年金のお受け取り開始後、お子さまの進学時期など任意のタイミングで年金の一部を一時金でお受け取りいただくことも可能です。

※一時受取した後の年金月額が当社所定の額に満たない場合、年金現価の一部を一時受取することができません。

ご契約に際して 以下は主契約についてのご説明です。

契約年齢の範囲

■15歳*~80歳

●契約年齢によって保険期間・保険料払込期間・最低支払保証期間は異なります。

*優良体・非喫煙者割引特則を付加した場合は20歳。

取扱年金額

■5万円(年金月額)~7億円(換算保険金額)

●生活保障特則14、優良体・非喫煙者割引特則を付加した場合は異なります。

保険料払込方法

■年払・半年払・月払のいずれかをお選びいただけます。

年金月額の減額

■保険料のお払い込みが困難な場合などでも所定の範囲内であれば、年金月額を減額することにより、以後の保険料を少なくすることができます。

付加できる特約

●災害死亡給付特約* ●傷害特約*
●がん特約* ●リビング・ニーズ特約(04)
●保険料払込免除特約(20)

●特約の付加にあたっては所定の制限があり、付加できないこともあります。

*生活保障特則14を付加する場合は、この特約を付加することはできません。

保険種類の変換

■所定の要件を満たせば、健康状態にかかわらずご契約の全部または一部を所定の限度額の範囲内で所定の保険種類に変換できます。

●ご契約が責任開始日から2年以上経過していること、保険期間満了時の2年前までであること、被保険者の年齢が80歳以下であることなどの所定の要件があります。

●変換後のご契約としてお選びいただけるのは、変換時に取り扱っている保険種類に限りです。

●変換後のご契約の保険料は、変換時の年齢・保険料率によって計算します。

●変換された部分は解約されたものとして取り扱います。

家族収入特約(定額型)無配当・生活保障特則14付家族収入特約(定額型)無配当について

■保障内容は主契約と同様です。特約の場合、各年金の受取人は下記のとおりとなります。

家族年金:主契約の死亡保険金受取人

高度障害年金・障害年金・介護年金:主契約の高度障害保険金受取人

ご確認ください

- ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要)」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
- 当社の担当者は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- 担当者がお客さまより現金・小切手をお預かりすることは一切ございません。

ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
ホームページ www.sonymlife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》0120-158-821

個人情報の保護に関する法律の定めに基づき、契約内容に関するお問い合わせは保険契約者ご本人様からお願いしております。

なお、お問い合わせの際は、保険証券など「証券番号」が分かるものをご用意ください。

このパンフレットは、環境に配慮したFSC®森林認証紙と植物油インキを使用しています。



担当者

商品内容の詳細は下記担当者までお問い合わせください。